

保育所利用調整基準

(令和6年4月1日入園より適用)

保育施設(認可保育所、認定こども園の保育所部分)の利用申込者数が、当該施設の受入可能数を超える場合には、保育所利用調整基準の点数等に基づき、総合的に保育施設の利用調整を行います。

選考時と入園時で状況が変わり基礎点(調整点)が変わった場合、入園決定を取り消すことがあります。

(1)基礎点

・利用調整は、保護者の状況の基礎点で優先順位を判断します。

・保育が必要な事由に複数該当する場合は、主たる事由で判断します。

保育が必要な事由	具体的な保護者の状況	父点数	母点数	
就労(※1)	1日4時間以上かつ週4日以上 の勤務に該当する場合	月140時間以上勤務	10	10
		月120時間以上勤務	9	9
		月100時間以上勤務	8	8
		月 80時間以上勤務	7	7
	上記のいずれにも該当しないが、月60時間以上就労		5	5
	育児休業中で復帰先の会社や就労時間が未定のかた(※2)		5	5
	就労予定(内定先の証明がある場合)		4	4
内職(※3)	内職(※3)	3	3	
	家族従事者	2	2	
求職活動	求職中	1	1	
妊娠・出産	産前産後8週間(多胎妊娠の場合は産前14週間)	—	7	
疾病・障がい	身体1・2級、療育A、精神1級(手帳)	10	10	
	身体3級、療育B、精神2級(手帳)	9	9	
	疾病などにより、保育に支障があると医師が認めた場合(診断書)	7	7	
同居親族等の 介護・看護	児童発達支援センター等の付添通所	7	7	
	同居の親族(祖父母・両親・兄弟)の自宅介護・看護	6	6	
	長期入院している親族の介護・看護	3	3	
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害により自宅の復旧にあたっている	10	10	
就学(※4)	学校教育法に基づく大学等で就学	5	5	
	職業能力開発推進法に基づく職業訓練中	5	5	
育児休業中	入園月の翌月1日以降・当該年度内に育児休業復帰	5	5	
	翌年度以降に育児休業復帰	2	2	
保護者の不在	単身赴任等で不在	10	10	
その他	ひとり親世帯(ひとり親の手当等を受給している)の場合	10	10	
	虐待やDV等により社会的養護が必要な場合	(※5)	(※5)	

(※1)就労についての注意事項

- ・就労時間が日によって異なる場合は、平均的な勤務時間で判断します。
- ・就労時間について、週の就労時間が定められていない場合、月の就労時間等から就労時間を算出します。
- ・就労時間は、残業を含まず、休憩時間を除く既定の時間で判断します。
- ・家族従事者は、事業主と親族関係にある生計を一にするもので、その事業主の営む事業に無給で従事する者を指します。
- ・育児休業終了に伴う職場復帰により申込みされる場合は、復帰後の就労時間で判断します。
- ・育児短時間勤務・部分休業の点数は、育児短時間勤務・部分休業がない場合の勤務時間で判断します。
- ・保護者が岡崎市内の認可保育所又は認定こども園で保育士又は看護師として就労又は就労が決まっているかについては、就労時間に依りて別途判断します。
- ・退職から転職までが1か月以上空く場合は就労予定(4点)となります。1か月以内の場合は、現在の職場と転職先の週の就労時間が少ない方の点数となります(調整点についても同様に、就労在籍年数の少ない方の点数となります)。

(※2)派遣労働者等で就労先等が未定のかたが該当します。

(※3)直近3ヶ月分の給与明細の提出がない場合は、2点となります。

(※4)通信教育の場合は、3点となります。

(※5)当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

(2)調整点

・基礎点での調整の結果、同じ点数だった場合、調整点で優先順位を判断します。

区分	事由	(※2)	点数
世帯の状況	申込時点において、ひとり親手当の手当等を受給(申請)している	-	4
	申込時点において、生活保護を受給している	-	3
	18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の子どものうち、第3子以降の子ども	-	2
	入園希望児童又はきょうだい障がい者手帳等を保有(特別児童扶養手当の受給を含む)している	-	1
就労の状況	保護者が岡崎市内の認可保育所等で保育士又は看護師として就労又は就労が決まっている場合	☆	7
	入園希望月の末日までに育児休業から復職する場合	☆	5
	申込時点において、両親の現在の就労先の在籍が5年以上の場合	-	2
	申込時点において、両親の現在の就労先の在籍が1年以上の場合	-	1
	申込時点において、両親のいずれかの現在の就労先の在籍が2ヶ月未満の場合	-	-1
保育の状況	南部乳児保育園の卒園に伴う入園申込み	☆	7
	申込み時点で入園要件を満たしており(求職活動除く)、申込児を地方自治体に届出がある認可外保育施設(企業主導型保育施設を除く)に預けている(申込み時点で岡崎市在住のかたに限る)	-	2
	祖父母が市外居住又は死去している	-	1
	保育可能な65歳未満の祖父母と同居(※1)	-	-1
きょうだいの状況	すでにきょうだい認可保育所等を利用している、又は入園が決定しており、同一認可保育所等の利用を希望する場合	☆	5
	きょうだい同一の施設に申込みする場合	-	3
	双生児以上の同時申込みの場合	-	1
その他	前年度中に2歳児クラスに在籍の児童が、妊娠出産認定を満了し、当該児童の保護者の育児休業取得を理由に退園となり、退園した同じ園に3歳児クラスへの入園申込みをした場合	-	3
	前年度の4月1日入園申込み時、第一希望園に入園できず、本年度も同一認可保育所等に入園申込みした場合	-	1
	入園内定後、自己都合で辞退し、入園予定月の翌年同月以前を入園希望として申込みをした場合	-	-2

(※1)1か月60時間以上の就労をしている場合、疾病により保育ができない場合等は保育できない状況と判断します。同居している65歳未満の祖父母が保育できない場合は、祖父母の就労証明書や診断書の提出が必要です。

(※2)基礎点、調整点での調整の結果、同じ点数だった場合、☆がついている項目に該当するかを優先し、該当数により判断します。